

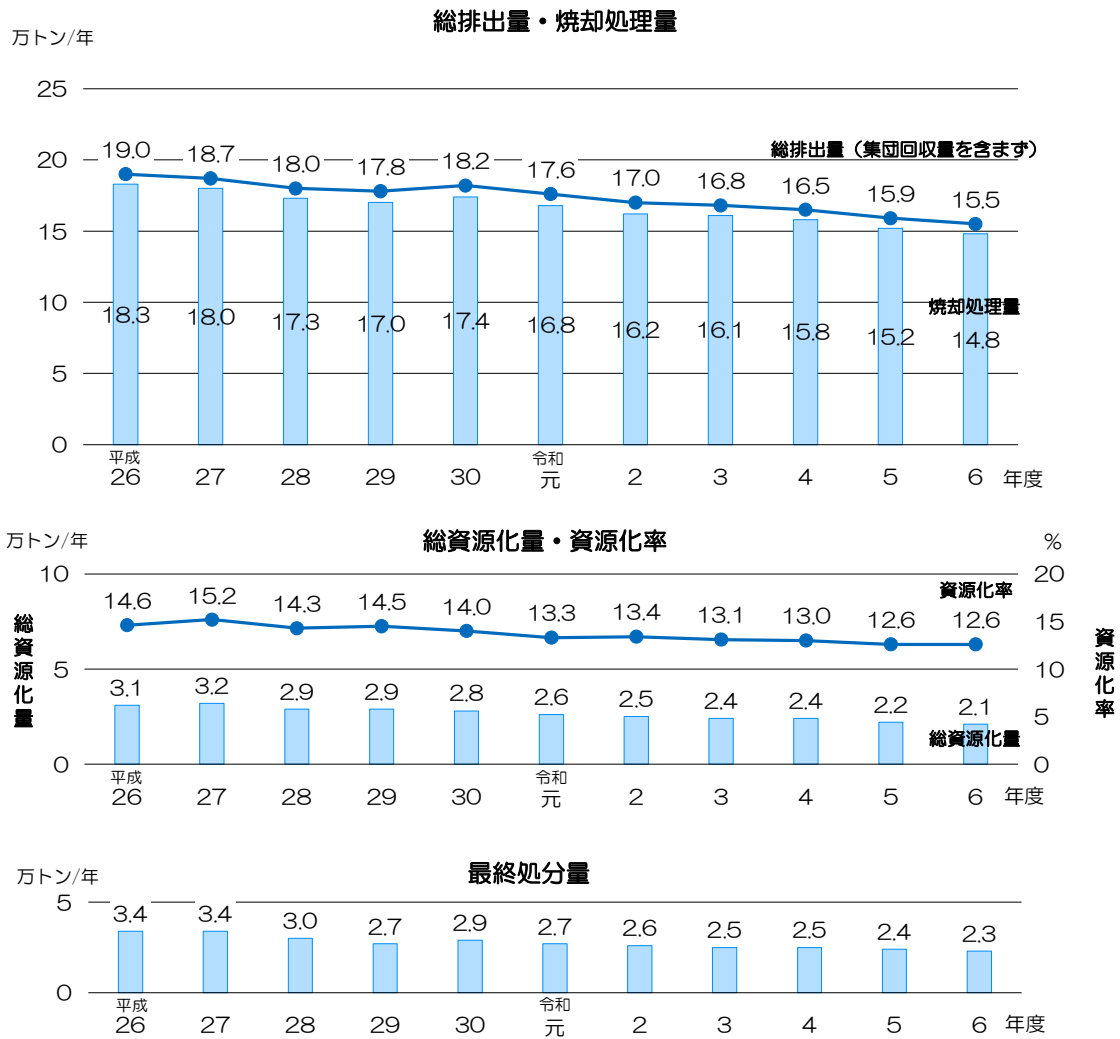
第2部

ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理量などの推移

ごみの総排出量は令和6（2025）年度で約15.5万トンになっており、「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）」（以下「第7期計画」という。）の基準年度である令和元年度と比較して約2.0万トン（11.6%）減少しています。同様に焼却処理量も減少傾向です。（図2-1）

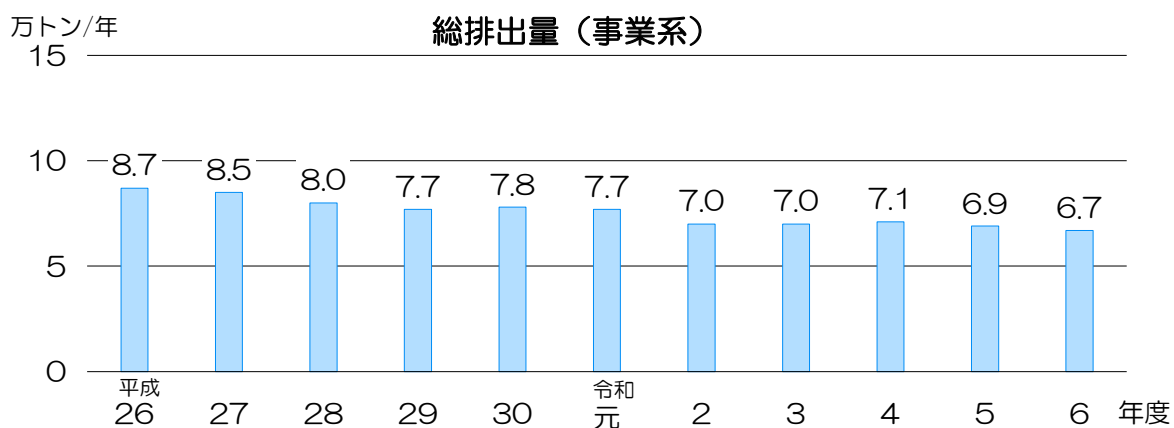
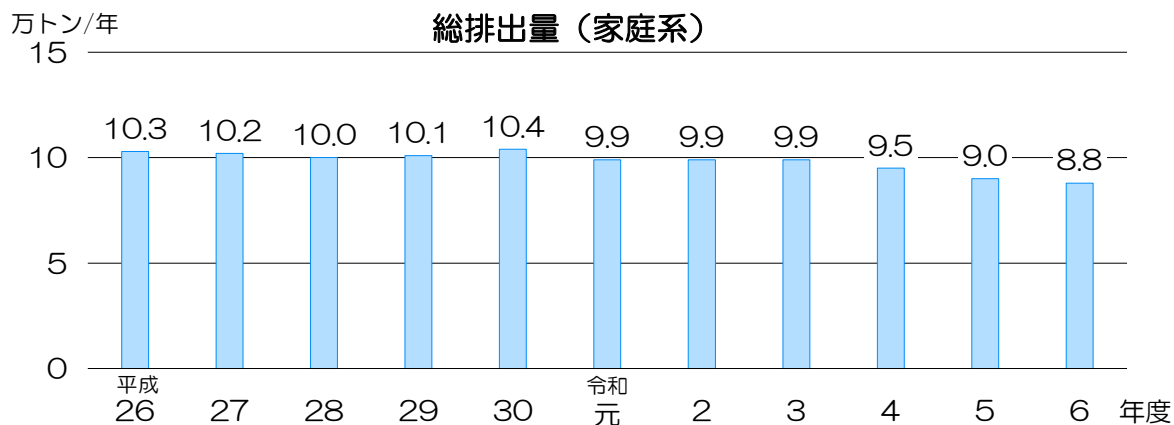


[東大阪市 資料]

図2-1 総排出量・焼却処理量・総資源化量・資源化率・最終処分量の推移

家庭系ごみの総排出量は令和6（2025）年度で約8.8万トンになっており、第7期計画の基準年度である令和元年度と比較して約1万トン（10.1%）減少しています。

また、事業系ごみの総排出量は令和6（2025）年度で約6.7万トンになっており、第7期計画の基準年度である令和元年度と比較して約1万トン（13.4%）減少しています。（図2-2）



[東大阪市 資料]

図2-2 総排出量（家庭系）・総排出量（事業系）の推移

2 ごみ処理の体系

本市のごみ処理体系を図 2-3 に示します。

家庭ごみ（燃えるもの）は、焼却施設で焼却されます。また、もえない小物（不燃の小物）、大型ごみは焼却もしくは破碎され、金属類などは資源化されています。あきかん・あきびんやプラスチック製容器包装、ペットボトルは選別後に資源化され、拠点回収されたものは、主に民間事業者施設にて資源化されています。事業系ごみは、直接または許可業者がごみ処理施設に搬入しており、公共施設（一部）などのごみは、市が収集・運搬しています。

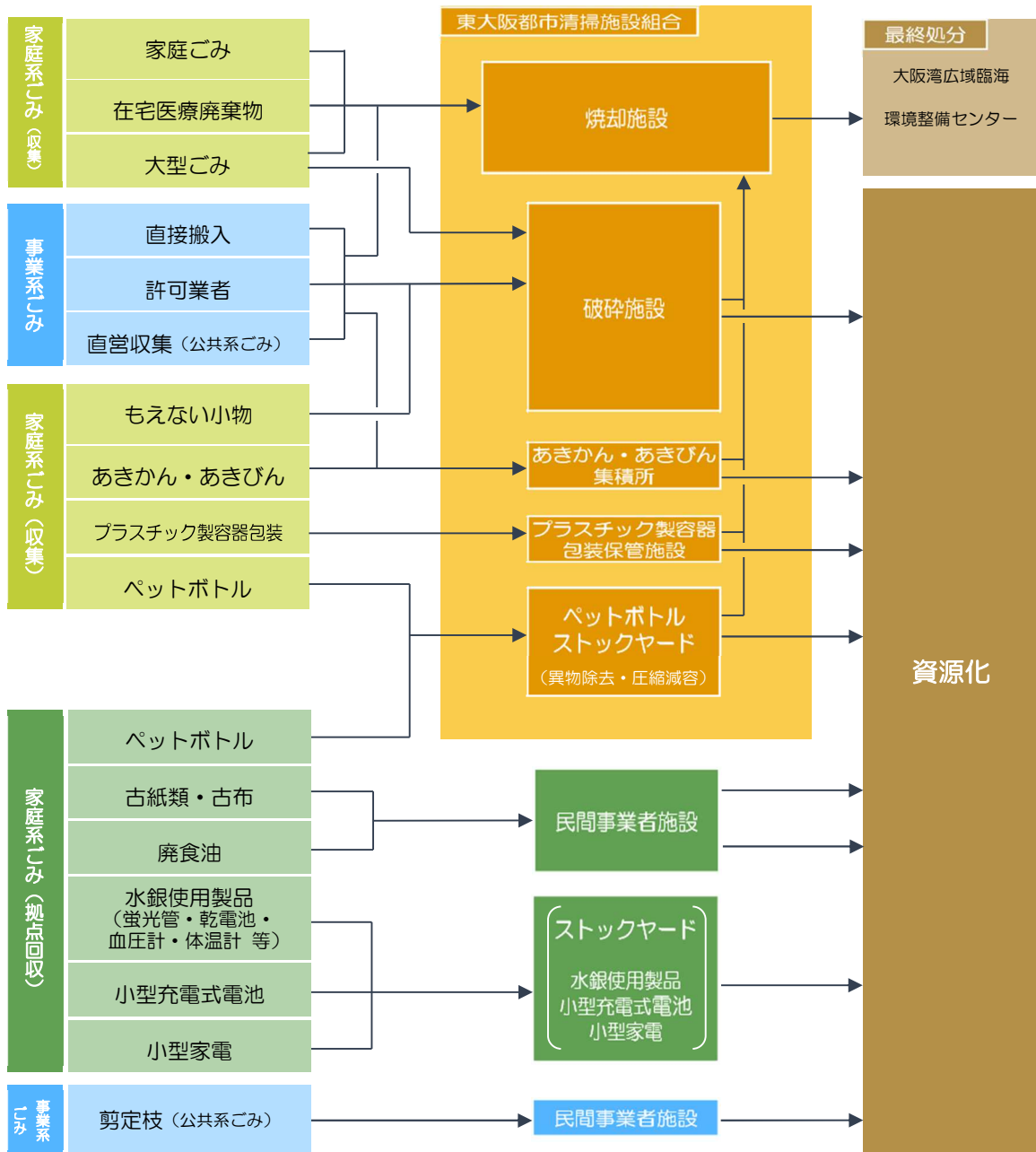


図 2-3 ごみ処理体系の現状

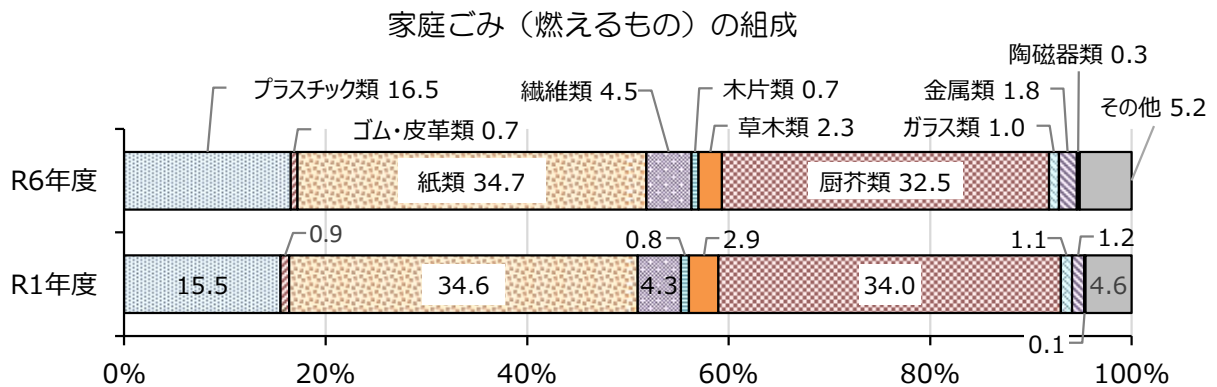
3 ごみ質の実態

(1) 家庭ごみのごみ質

令和6年9月に市内の3地区で「家庭ごみ（燃えるもの）」「プラスチック製容器包装」「もえない小物（不燃の小物）」のごみ質調査を実施しました。（図2-4）

家庭ごみのごみ質は、重量比で「紙類」が34.7%、「厨芥類（流出水分含む。以下同じ）」が32.5%、「プラスチック類」が16.5%でした。

平成元年度調査結果（9月のほぼ同じ時期に、ほぼ同じ地点で調査実施）と比較すると、令和6年度の調査結果では、厨芥類の割合が1.5%減少しました。



（注）小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図2-4 家庭ごみの成分別ごみ組成（重量比）

(2) 家庭ごみ中に含まれる資源化可能なもの・食品ロスの割合

家庭ごみ中には、資源化できるものが32.5%含まれており、前回調査と比較して約1.4%減少しています。その中で、プラスチック製容器包装(11.4%)やリサイクルが可能な紙類(16.0%)は比較的大きな割合で含まれています。また、特に減量が可能なものである食品ロス(本来食べられるのに捨てられてしまう食品)は、16.6%含まれていました。

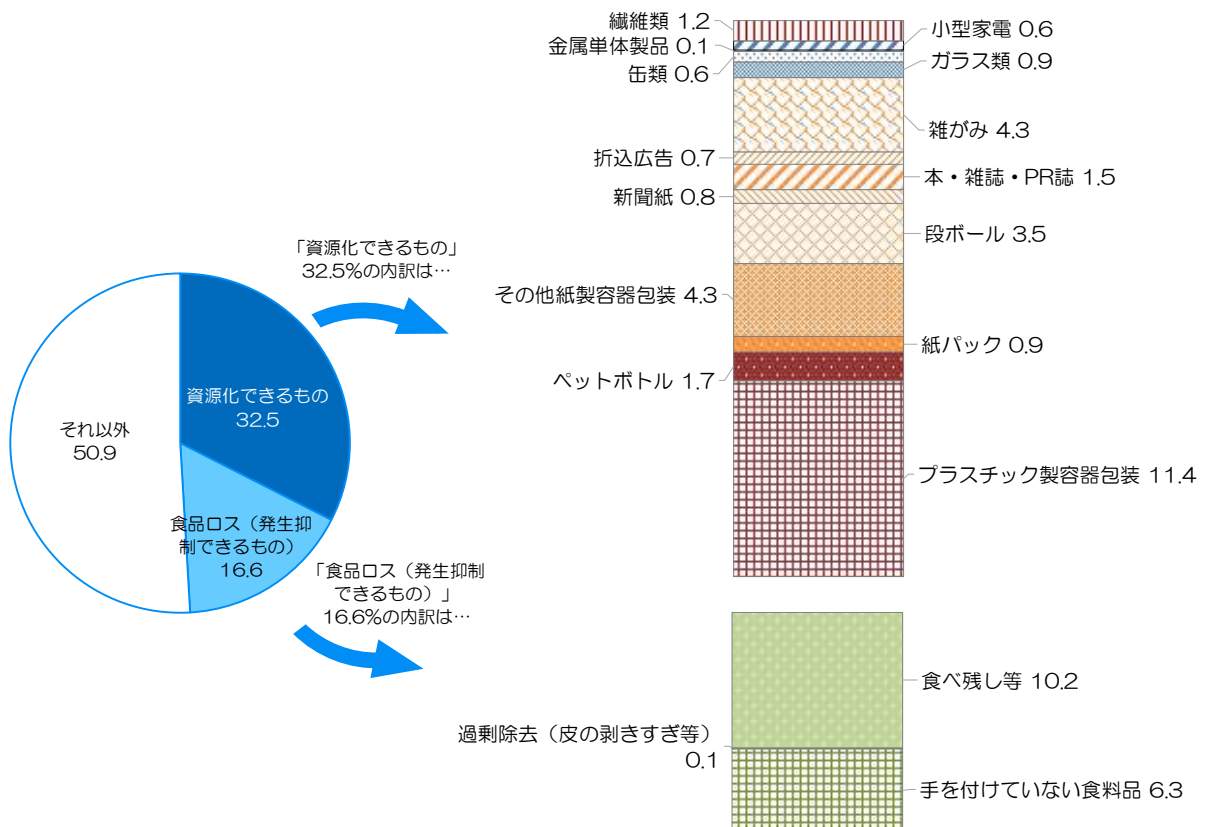


図 2-5 家庭ごみ中の資源化可能物及び食品ロスの割合(重量比)

			東大阪市		
			R6 (今回)	R1 (前回)	
			%	%	
資源化 可能物	プラ スチック類	ペットボトル (PET収集の対象品目)		1.69	1.17
		容器包装	プラスチック製 プラボトル	1.25	0.92
			白色発泡トレイ	0.11	0.07
			★法対象物のみ 容器類 (ボトル、白色発泡トレイ除く)	3.50	3.55
			袋、シート等包装類	6.27	6.61
			緩衝材、その他	0.31	0.37
		計	11.43	11.52	
	小計		13.13	12.69	
	★リサイクル可 ★リサイクル可 のみ	紙類	紙パック (飲料水、アルミコーティングなし)	0.90	1.01
		段ボール	3.51	1.64	
		その他紙製容器包装 (法律対象物のみ)	4.27	4.79	
		新聞紙 (そのまま排出)	0.81	1.81	
		本・雑誌・PR誌	1.48	1.94	
		折込広告	0.73	2.20	
		雑紙	4.33	4.59	
	小計		16.02	17.98	
	ガラス類	リターナブルびん	—	—	
		ワンウェイびん	0.92	0.90	
	小計		0.92	0.90	
	金属類	缶類	飲料水のアルミ缶	0.37	0.15
			飲料水のスチール缶	0.11	0.04
			缶詰、缶箱	0.12	0.12
		計	0.61	0.31	
簡易ガスボンベ・スプレー缶		0.03	0.03		
金属単体製品		0.05	0.07		
小型家電		0.55	0.12		
小計		1.24	0.53		
繊維類 (衣類)		1.18	1.74		
資源化可能物の合計			32.48	33.84	
食品ロス	手を付けていない食料品 (半分以上原形残存食料品)		6.28	5.88	
	過剰除去		0.08	—	
	一般厨芥 (食べ残し, 分類不能, 流失水分を含む)		10.21	11.91	
食品ロスの合計			16.57	17.79	
資源化可能物・食品ロスの総合計			49.05	51.63	

(注) 四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

表 2-1 家庭ごみ中の資源化可能物及び食品ロスの割合 (重量比)

4 ごみ処理体制

(1) 分別区分及び収集方法

本市では、ごみと資源物を以下の区分で収集し、処理をしています。なお、事業活動に伴って排出されるごみについては、許可業者が収集・運搬し、その処理は本市あるいは民間の処理施設で行っています。なお、公共施設（一部）などのごみは市が収集・運搬しています。

表 2-2 分別区分・収集方法

分別・収集区分		収集回数	収集場所	収集主体
家庭系	家庭ごみ（燃えるもの）※	週2回	決められた場所	委託業者 直営（東部環境事業所）
	あきかん・あきびん※	月2回		
	もえない小物※ （不燃の小物）	月2回		
	プラスチック製容器包装※	週1回	資源ステーション	直営（中部環境事業所）
	ペットボトル※	月2回	資源ステーション 回収拠点	
	大型ごみ※	随時	決められた場所	直営（西部環境事業所）
	水銀使用製品 （蛍光灯・乾電池・血圧計・ 体温計 など）	—	回収拠点	直営（北部環境事業所）
	小型充電式電池			
	小型家電			
	古紙類			
直接搬入	随時	—	自己搬入	
在宅医療廃棄物	月1回 程度	戸別収集	直営（北部環境事業所）	
事業系	一般ごみ	契約による	契約時に決められた場所	許可業者
	直接搬入	随時	—	自己搬入
	公共施設（一部）などのごみ	施設による	—	直営（北部環境事業所）
	剪定枝	随時	公共施設などから排出される臨時ごみが対象	

※ふれあい収集対象

自主回収他	古紙類・古布（古着） アルミ缶 リターナブルびん	集団回収（自治会や子ども会、マンション管理組合などが資源物を回収する活動）実施団体により異なる		集団回収実施団体が 契約した業者
	家庭用廃食用油	随時	回収スポット	植田油脂(株)
	家庭用パソコン・小型家電 宅配便回収	随時	自宅（宅配便業者が集配）	リネットジャパン リサイクル(株)

(2) 収集車両・収集職員

本市のごみ収集は4つの環境事業所を拠点とし、収集車両 79 台、収集職員 144 人（大型マシオンを除く家庭ごみは委託：収集車両 69 台、収集職員 207 人）で実施しています。

一方、事業系ごみの収集を担う許可業者は、許可業者 25 社が 171 台の車両で、市内事業所のごみ収集を行っています。

なお、本市の一般廃棄物排出量の推移から、既存許可業者の収集・運搬能力で適正な収集・運搬が可能となっています。

表 2-3 収集車両・収集職員の現状（令和7年4月現在）

収集車両						収集職員数
2トン パッカー	3.5トン パッカー	2トン ダンプ	1トン ダンプ	軽 トラック	合計	
43	16	11	2	7	79	144

[東大阪市 資料]

表 2-4 許可業者数（令和7年4月現在）

許可業者数	許可車両数
25	171

[東大阪市 資料]

(3) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は次のとおりです。

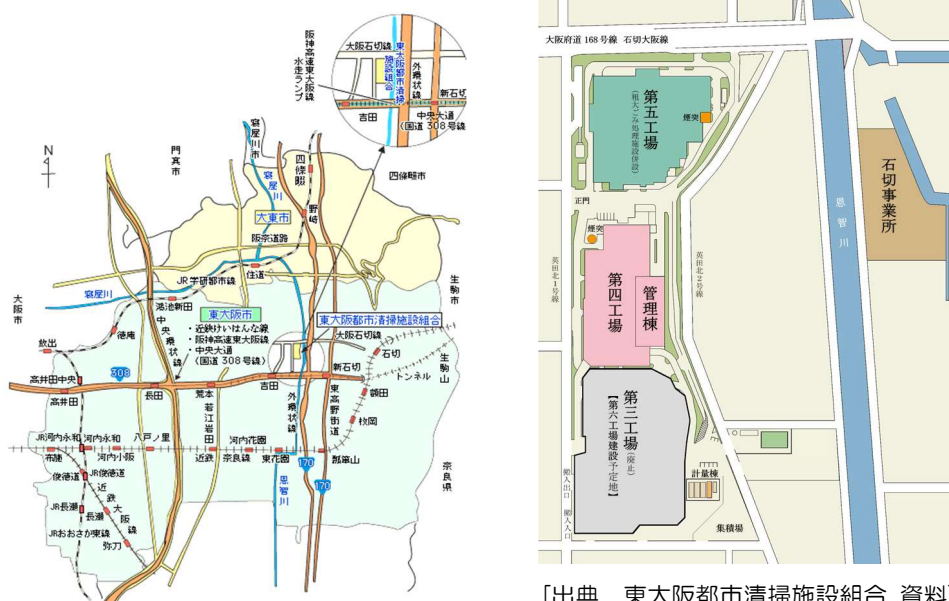
表 2-5 ごみ処理手数料

種類	取扱区分	手数料
ごみ	事業系一般廃棄物であるごみを収集し、運搬し、及び処分するとき	100kg につき 1,350 円
	ごみ処理施設に自己で搬入する場合	10kg につき 90 円
小動物 の死体	小動物の死体を収集し、運搬し、及び処分するとき	1 体につき 2,000 円
	ごみ処理施設に自己で搬入する場合	1 体につき 1,000 円

5 中間処理の現状

本市の焼却処理は大東市と共に設立した一部事務組合である東大阪都市清掃施設組合の焼却工場（東大阪市水走4丁目）で実施しています。

昭和56年3月に竣工した第四工場は築後40年が経過し、これまで施設の計画的な整備や適正な維持管理などに努めてきました。しかし、老朽化に伴い、建て替えが必要となったため現在、第三工場（廃止）跡地に新清掃工場（第六工場）を建設中です。（図2-6）



[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

図2-6 東大阪都市清掃施設組合の位置と場内図

表2-6 処理施設の設備状況(1)

	第四工場	第五工場
処理能力	300トン/日×2基	200トン/日×2基
竣工	昭和56年3月	平成29年3月
形式	全連続ストーカ式	全連続ストーカ式
設計発熱量	4.20~10.50MJ/kg	7.98~13.44MJ/kg
炉内温度	800~900℃	850℃以上
排ガス対策	乾式有害ガス除去方式、ろ過式集じん器、炉内尿素噴霧	乾式有害ガス除去方式、ろ過式集じん器、触媒脱硝方式
飛灰処理方式	薬剤処理	薬剤処理
排水処理	無機排水 凝集沈殿+ろ過→活性炭吸着→下水放流	無機排水 凝集沈殿+ろ過→再生利用、下水放流

[出典 東大阪都市清掃施設組合 ゴミ処理施設概要]

表 2-7 処理施設の設備状況 (2)

粗大ごみ処理施設	
処理能力	50 トン/5h
竣工	平成 29 年 3 月
形式	破碎選別方式
設備	[破碎設備] 切断機、低速回転式破碎机、高速回転式破碎机 [選別設備] 磁選機、アルミ選別機、粒度選別機

ペットボトル減容施設	
設備	集積場、ホッパー、破除袋機、手選別コンベヤー、減容機、ボール置場
減容機	能力 4.9 トン/5h×1 基
竣工	平成 23 年 3 月

その他プラスチック受入設備	
用途	その他プラスチックの一時堆積
建築面積	896.52 m ²
竣工	平成 22 年 3 月

[出典 東大阪都市清掃施設組合 ごみ処理施設概要]

表 2-8 焼却処理量・残灰発生量・総発電量 (令和 6 年度)

		焼却処理量 (t)	灰量 (t)	残灰発生率 (%)	総発電量 (kWh)
焼却施設	第四工場	71,042	10,357	14.6	7,127,900
	第五工場	109,283	16,950	15.5	76,897,615
計		180,325 (148,151)	27,308 (22,439)	15.1	84,025,515

※1 残灰発生量は焼却灰中の金属を含まない、大阪湾広域臨海環境整備センター排出量です。

※2 第四工場、第五工場の量は按分値です。なお、大東市処理分を含みます。() 内は東大阪市の処理量です。

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料 一般廃棄物処理実態調査結果]

表 2-9 破碎処理量・破碎残さ・破碎後金属 (令和 5 年度)

	破碎処理量 (t)	破碎残さ (t)	破碎後金属 (t)
破碎施設 ※量を含む	5,479 (4,331)	4,436 (3,508)	1,044 (823)

(注) 大東市処理分を含みます。() 内は東大阪市の処理量です。

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

6 最終処分の現状

大阪湾広域臨海環境整備センターは、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿2府4県のうち169市町村（令和7年10月現在）の廃棄物の受け入れ対象となっています。平成2年に尼崎沖処分場が受け入れを開始し、泉大津沖、神戸沖、大阪沖が順次受け入れを開始しました。

本市の残灰及び不燃残さは、堺基地で運搬船に積み替えられ、大阪沖埋め立て処分場で埋め立て処理されています。



▲大阪沖埋め立て処分場

令和14年度までは、現在設置されている埋め立て処分場での最終処分の受け入れが決定しています。それ以降については、現在運用中の処分場の延命化を図り、令和32年度までの受入を予定しています。廃棄物の受け入れに限りがある埋め立て処分場をできる限り長く利用できるよう、最終処分量の減量が必要です。

表2-10 大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

施設概要	大阪湾広域臨海環境整備センターによる大阪湾フェニックス計画により、9箇所の搬入基地から大阪湾内4箇所に設置された海面埋め立てによる埋め立て処分場へ、輸送船により廃棄物を運搬しています。
埋め立て処分場	尼崎沖（113ha/1,600万m ³ ）・泉大津沖（203ha/3,100万m ³ ） 神戸沖（88ha/1,500万m ³ ）・大阪沖（95ha/1,500万m ³ ）の4箇所
搬入基地	尼崎基地・播磨基地・神戸基地・姫路基地・大阪基地・堺基地 泉大津基地・和歌山基地・津名基地の9箇所
受け入れ対象区域	近畿2府4県169市町村

[出典 大阪湾広域臨海環境整備センター 資料]

表2-11 最終処分量（令和元年度～令和6年度）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終処分量* (トン)	27,233 (117)	26,186 (182)	25,153 (242)	24,829 (83)	23,609 (133)	22,561 (122)

※最終処分量は、残灰及び不燃残さの合計です。（ ）内は不燃残さ（資源物選別後に発生した残さ）の量です。

[東大阪市 資料]

7 事業費

本市のごみ処理関係経費は令和6年度で約57億円（一部事務組合分担金を含む）です。（図2-7）なお、ごみ1トンあたりのごみ処理費用は52,312円、市民1人あたりのごみ処理経費は11,834円となっています。（図2-8）

表 2-12 ごみ処理関係経費の推移（平成元年度～令和6年度）

項目 年度	ごみ処理 経費総額 (千円)		1トン あたり(円)	市民1人 あたり(円)
	収集	処分		
令和元年度	収集	3,166,224	31,746	6,401
	処分	2,192,178	12,490	4,432
	計	5,358,402	44,235	10,833
令和2年度	収集	3,127,027	31,112	6,349
	処分	2,469,095	14,559	5,014
	計	5,596,122	45,671	11,363
令和3年度	収集	3,073,451	30,818	6,289
	処分	2,508,369	14,924	5,133
	計	5,581,820	45,742	11,421
令和4年度	収集	3,070,973	32,055	6,293
	処分	2,352,200	14,242	4,820
	計	5,423,173	46,297	11,113
令和5年度	収集	3,133,644	34,458	6,444
	処分	2,097,455	13,193	4,313
	計	5,231,099	47,651	10,758
令和6年度	収集	3,197,461	35,865	6,588
	処分	2,546,246	16,447	5,246
	計	5,743,706	52,312	11,834

(注) 推計人口を基に積算。

(注) 四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

[東大阪市 資料]

収集：塵芥処理費＋清掃総務費－負担金（概算）で算出

処分：市負担分＋許可業者負担分

〔市負担分は、精算後の負担金
許可業者負担分は、東大阪都市清掃施設組合の決算書から抽出〕

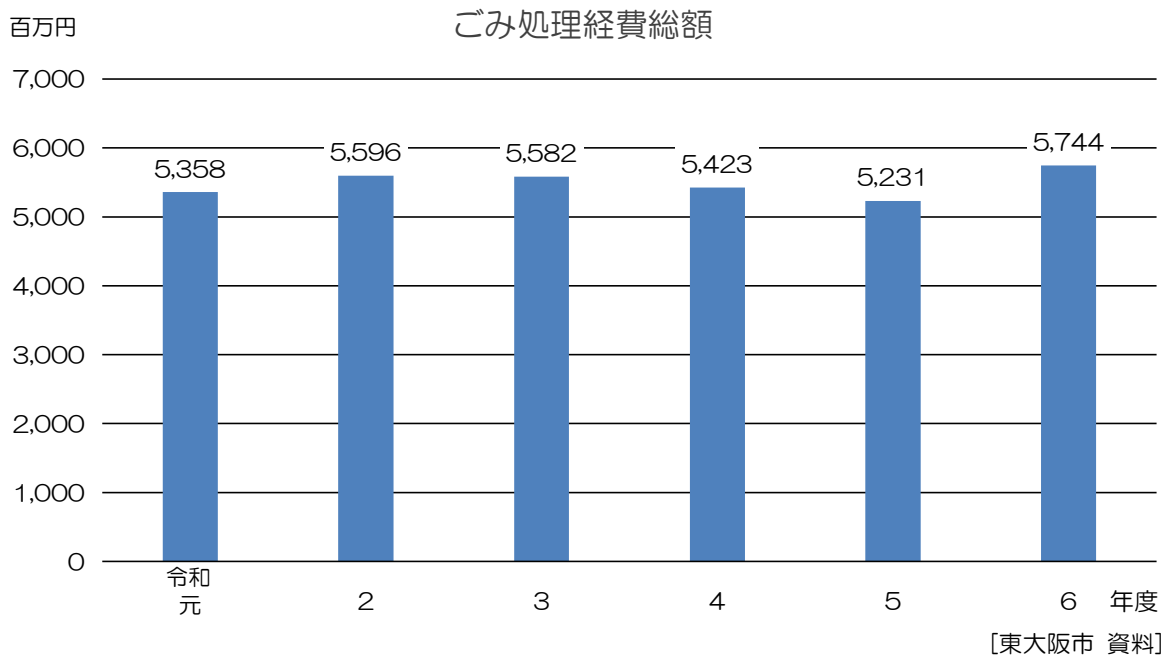


図 2-7 ごみ処理経費の推移（総額）（令和元年度～令和6年度）

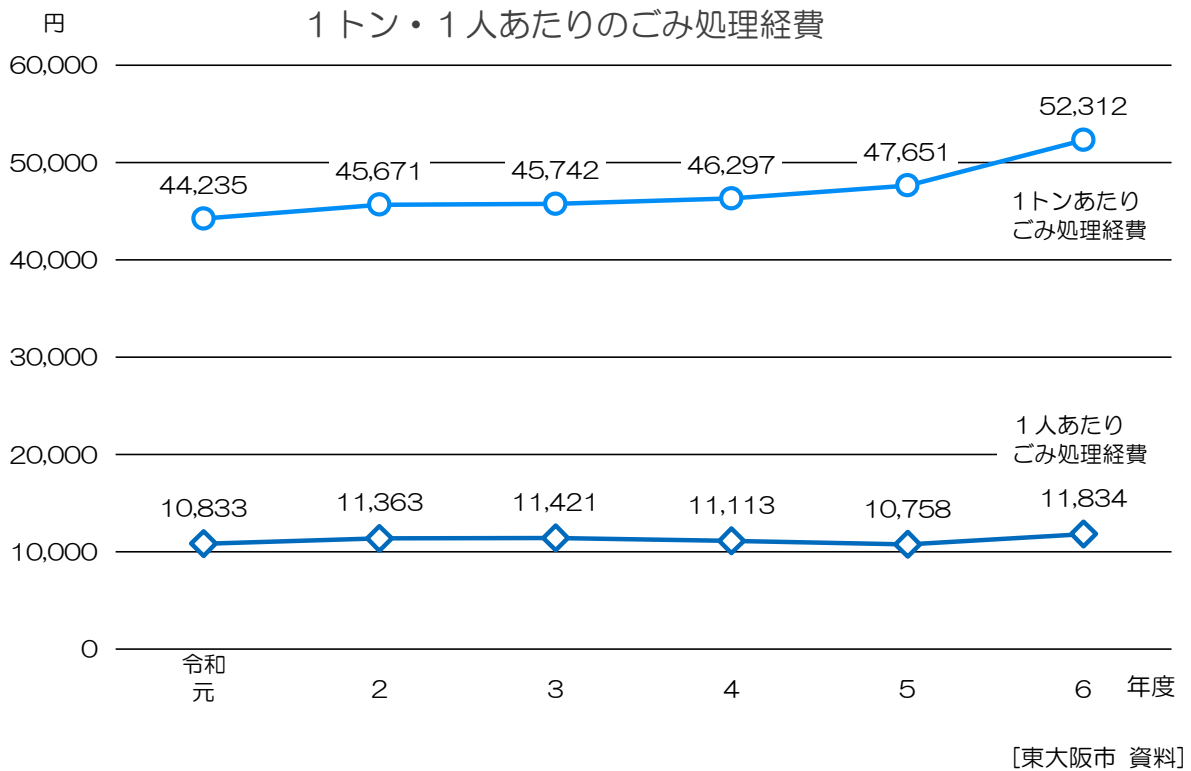


図 2-8 ごみ処理経費の推移（1トンあたり・市民1人あたり）（令和元年度～令和6年度）